

18西審国第14号
平成19年1月31日

西東京市長 坂口 光治 殿

西東京市国民健康保険運営協議会
会長 清水 文子

諮問第1号に対する答申書

平成18年8月23日付けで諮問のあった下記事項について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

諮問事項

国民健康保険料（医療給付費分）の見直しについて

答申事項

1 保険料率など

基礎賦課額の被保険者均等割

20,000円 を 20,600円へ引き上げる

2 答申の理由

西東京市国民健康保険は、平成18年度において保険料率及び賦課限度額の改定をおこないましたが、加入者の医療費に対する給付は年々増加し、事業運営上厳しい財政状況となっています。

一方、経営の適正化として平成18年度には新たに収納推進員の増員による徴収体制の強化、画像レセプト情報管理システムの導入などの事務の効率化、保健事業としては国庫補助金を活用した国保ヘルスアップ事業に取り組み、健康寿命の延伸や医療費の適正化に向け総合的に取り組んで参りました。

平成20年4月には、医療制度改革に伴い、75歳以上の後期高齢者医療について独立した医療制度が創設され、財政運営は都道府県を単位とし

た全市町村が加入する広域連合がおこなうこととされており、医療保険者が負担する後期高齢者支援金分に係る賦課の方式が変更になるなど、国民健康保険においても大幅な見直しをおこなう必要があると認識しています。

さらに、医療保険者による健診・保健指導の義務化により、平成19年度中に特定健診等実施計画を定め、財源についても十分検討する必要があります。

当協議会では、こうした平成20年4月に施行される制度上の大幅な改正に伴い、平成20年度分保険料率等の見直しが必要である状況を踏まえた上で、平成19年度における保険料の見直しについて、事務局から提示された国民健康保険特別会計収支見通しを検討しました。

その結果、一般会計から平成18年度と同額の支援を受けたとしても、なお歳入不足があり、この不足分については、応能・応益割合を勘案し、均等割額の改定をすべきであるとの結論に達しました。

「付帯意見」

- 1 保険料の賦課方式は、現在4方式を採用しているが、医療制度改革の動向を踏まえ、2方式へ向けて引き続き見直しを図る必要がある。
- 2 平成20年4月からの医療保険者による特定健診等義務化に伴い、特定健診等実施計画策定にあたり、関係団体等との連携を密にし、被保険者の健康保持増進について十分に配慮すること。
- 3 国保財政の健全化及び負担の公平性の観点から徴収率の向上を図ること。
- 4 被保険者の負担軽減及び一般会計の負担縮減を図るため国・東京都へ補助金の増額を要望すべきである。